



# 熊本県公報

号外 第 1 6 号  
平成 29 年 3 月 31 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

訓 令	
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 1
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令	( // ) 1
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	( // ) 1
○熊本県財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令	( // ) 2
○熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令	( // ) 2
○熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令	( // ) 2
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	( // ) 3
○熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	( // ) 3
○熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令	( // ) 4
○熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令	( // ) 4
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	( // ) 4
○熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	( // ) 5
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	( // ) 5
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(総務事務センター) 6
○熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令	(財産経営課) 6
○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令	(会計課) 11

## 訓 令

### 熊本県訓令第 8 号

本庁各部(公室・局)課(センター)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県保健所処務規程(昭和 29 年熊本県訓令第 33 号の 2)の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 2 号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則  
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県訓令第 9 号

本庁各部(公室・局)課(センター)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員服務規程(昭和 31 年熊本県訓令第 1984 号の 2)の一部を次のように改正する。  
第 18 条第 2 項中「センター」の次に「・グループ」を加える。

附 則  
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県訓令第 10 号

本庁各部(公室・局)課(センター)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令  
熊本県公印規程（昭和 32 年熊本県訓令甲第 20 号）の一部を次のように改正する。  
第 9 条第 3 項、第 11 条第 3 項及び同条第 5 項中「センター」の次に「・グループ」を加える。  
別表第 1 の 1 の項から 4 の項まで、同表 6 の項から 9 の項まで及び同表 21 の項の規定中「センター」の次に「・グループ」を加え、同表 40 の項中「観光課長」を「観光物産課長」に改め、同表 53 の項を次のように改める。

53	熊本県何部（公室・局）（何局）何課（センター）長（何グループ課長）印	方 21	一般文書用	何部（公室・局）（何局）何課（センター・グループ）	主管課（センター）長
----	------------------------------------	------	-------	---------------------------	------------

別表第 3 の 1 の項から 3 の項まで及び同表 12 の項から 13 の項までの規定中「センター」の次に「・グループ」を加える。

附 則  
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県訓令第 11 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令  
熊本県財産取扱者設置規程（昭和 39 年熊本県訓令甲第 35 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条中「センター」の次に「・グループ」を加える。  
第 2 条の見出し及び同条第 1 項中「センター」の次に「・グループ」を加える。

附 則  
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県訓令第 12 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令  
熊本県自家用電気工作物保安規程（昭和 41 年熊本県訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 号中「センター」の次に「・グループ」を加える。

附 則  
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県訓令第 13 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和 48 年熊本県訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 4 項中「主幹、参事及び」を削り、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 課及び室に主幹及び参事を置くことができる。
- 附 則  
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 1 4 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第 2 3 号）の一部を次のように  
改正する。

- 第 2 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。
- 第 3 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。
- 5 研究所に課長補佐を置くことができる。
- 第 4 条中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 8 項から第 1 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 7 項の次に次の 1 項を加える。
- 8 課長補佐は、上司の命を受け、特命事項を処理し、研究所長を補佐する。
- 第 5 条中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

「アグ  
フー  
いぐ  
野菜  
いぐ

別表第 1 い業研究所の項中「い業研究所」を「アグリシステム総合研究所」に、

リビジネス支援室
ドバレー推進室
さ研究室
栽培研究室
さ普及指導室

を

「アグリビジネス支援室
フードバレー推進室
生産情報システム研究室
いぐさ研究室
野菜栽培研究室
いぐさ普及指導室

に改め、高原農業研究所の項、球磨農

業研究所の項及び天草農業研究所の項を削る。

別表第 2 農産園芸研究所の部中、「茶業研究所 上益城郡御船町」を

「茶業研究所  
高原農業研究所  
球磨農業研究所

上益城郡御船町
阿蘇市一の宮町
球磨郡あさぎり町

に改め、本表に次のように加える。

果樹研究所	天草農業研究所	天草市
-------	---------	-----

別表第 3 を削る。  
別表第 4 農産園芸研究所の部作物研究室の項分掌事務の欄中第 3 号を削り、同項備考の  
欄中「第 3 号の事務は矢部試験地に限る。」を削り、同部に次のように加える。

高原農業研 究所	1	高原地域における振興作物の実証的試験研究に 関すること。	
	2	山間高冷地を中心とした水稻原原種の育成及び 採種の試験研究に関すること。	
球磨農業研 究所	1	球磨地域における振興作物の実証的試験研究に 関すること。	

別表第 4 い業研究所の部中「い業研究所」を「アグリシステム総合研究所」に改め、同  
部中フードバレー推進室の項の次に次のように加える。

生産情報シ ステム研究 室	1	効率的な栽培管理システムの構築に向けた試験 研究に関すること。	
---------------------	---	------------------------------------	--

別表第 4 果樹研究所の部に次のように加える。

天草農業研 究所	1	天草地域における振興作物の実証的試験研究に 関すること。	
-------------	---	---------------------------------	--

別表第 4 中高原農業研究所の部、球磨農業研究所の部及び天草農業研究所の部を削り、  
同表を別表第 3 とする。

附 則

この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 1 5 号

熊本県公営企業管理規程第2号  
熊本県教育委員会訓令第3号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 育 育  
教 育 育  
教 育 育  
局 庁 庁

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令  
熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「秘書課長」を「秘書グループ課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号  
熊本県公営企業管理規程第3号  
熊本県教育委員会訓令第4号  
熊本県警察本部訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 育 育  
警 察 本 部  
警 察 本 部  
局 庁 部

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県教育長 宮 尾 千 加 子  
熊本県警察本部長 村 田 達 哉

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令  
熊本県災害警戒本部規程（平成10年熊本県訓令第23号、平成10年熊本県公営企業管理規程第6号、平成10年熊本県教育委員会訓令第4号、平成10年熊本県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「掲げる課」を「掲げる課（グループ）」に改め、「センター」の次に「・グループ」を加え、同項第1号中「広報課長」を「広報グループ課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成10年熊本県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「センター」の次に「・グループ」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県訓令第18号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令  
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「課」を「課（グループ）」に改め、同条の表知事公室秘書課の項中「知事公

室秘書課」を「知事公室秘書グループ」に、「知事公室広報課」を「知事公室広報グループ」に改め、同項に次のように加える。

知事公室くまモングループ

第 1 条の表商工観光労働部観光経済交流局観光課の項中「商工観光労働部観光経済交流局観光課」を「商工観光労働部観光経済交流局観光物産課」に改める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 熊本県訓令第 19 号
- 熊本県公営企業管理規程第 4 号
- 熊本県病院局管理規程第 4 号
- 熊本県教育委員会訓令第 5 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 企 業 出 先 機 関  
 病 院 局  
 教 育 局  
 教 育 局 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫  
 熊 本 県 病 院 事 業 管 理 者 永 井 正 幸  
 熊 本 県 教 育 長 官 尾 千 加 子

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令  
 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成 22 年熊本県訓令第 31 号、平成 22 年熊本県公営企業管理規程第 6 号、平成 22 年熊本県病院局管理規程第 2 号、平成 22 年熊本県教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。  
 第 7 条第 1 項中「センター」の次に「・グループ」を加え、同条第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「広報課長」を「広報グループ課長」に改める。  
 第 8 条及び第 10 条中「広報課長」を「広報グループ課長」に改める。  
 第 11 条中「知事公室広報課」を「知事公室広報グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 熊本県訓令第 20 号
- 熊本県公営企業管理規程第 5 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 企 業 出 先 機 関  
 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令  
 熊本県行政文書管理規程（平成 24 年熊本県訓令第 9 号、平成 24 年熊本県公営企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。  
 第 2 条第 1 号、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 15 条第 3 項及び第 17 条第 1 項中「センター」の次に「・グループ」を加える。  
 第 18 条第 1 項中「センター」の次に「・グループ」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「本庁のセンター、文書管理出先機関の部又は室を含む。」を「本庁のセンター若しくはグループ又は文書管理出先機関の部若しくは室を含む。」に改め、同条第 4 項、第 5 項及び第 8 項中「センター」の次に「又はグループ」を加える。  
 第 26 条第 1 項中「他課（センター）」を「他課（センター・グループ）」に改め、同条第 2 項中「の課（センター）」を「の課（センター・グループ）」に改める。  
 第 28 条中「センター」の次に「・グループ」を加える。  
 第 31 条第 1 項及び第 2 項中「本庁の部（公室・局）・部内局・課（センター）」を「本庁の部（公室・局）・部内局・課（センター・グループ）」に改める。  
 第 33 条第 1 項中「当該課（センター）」を「当該課（センター・グループ）」に改め、同条第 5 項第 1 号中「センター」の次に「・グループ」を加え、同条第 9 項中「秘書課」を「秘書グループ」に、同条第 10 項中「各課（センター）」を「各課（センター・グループ）」に改める。

第 37 条中「センター」の次に「又はグループ」を加える。

第 40 条第 4 項中「センター」の次に「・グループ」を加える。

第 42 条中「センター」の次に「又はグループ」を加える。

別表第 1 の 1 の表中 「秘書課 秘 書 課」を「秘書グループ 秘 書 グループ」に、  
 「国際課 観 光 課」を「国際課 観 光 課」に、  
 「くまもとプラ くまモングループ 広 報 グループ 広 報 グループ」に、

を「観光物産課 観物」に改める。  
 ンド推進課 くブ推」を 国際課 国」  
 別表第 1 の 2 の表中「用地課 央土用」を「用地第一課 央土用一」に、「災害対策課  
 用地第二課 央土用二」  
 央土災対」を「災害復興第一課 央土災一」「維持管理調整課 上益城維管調  
 災害復興第二課 央土災二」に、「用地課 上益城用  
 復興まちづくり課 央土復ま」管理課 工務課 上益城工」  
 を「維持管理調整課 上益城維管調」に、「技術管理課 熊土技管  
 工務管理課 熊土工管」を「技術管理課 熊  
 災害対策課 熊土災対」  
 「維持管理調整課 鹿本維管調」に、「  
 土技管」に、「用地課 鹿本用  
 工務課 鹿本工」を「維持管理調整課 鹿本維管調」に、  
 技術管理課 菊池技管  
 用地課 菊池用」を「技術管理課 菊池技管」に、「林務課 阿蘇林」を「林務課  
 工務課 菊池工」山地災  
 阿蘇林  
 害対策課 阿蘇山災」に、「茶業研究所 農研園茶」を「茶業研究所 農研園茶  
 高原農業研究所 農研園高」に、  
 球磨農業研究所 農研園球」  
 「生産環境研究所 農研生環」を「畜産研究所 農研畜  
 草地畜産研究所 農研畜草」に、「い業研究所 農研  
 果樹研究所 農研果  
 畜産研究所 農研畜  
 草地畜産研究所 農研畜草」  
 高原農業研究所 農研高  
 球磨農業研究所 農研球  
 天草農業研究所 農研天」  
 「アグリシステム総合研究所 農研ア」に、  
 樹研究所 農研果  
 草農業研究所 農研果天」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 2 1 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令  
 熊本県職員安全衛生管理規程（平成 2 年熊本県訓令第 2 号）の一部を次のように改正す  
 る。  
 第 2 条第 2 号中「センター」の次に「・グループ」を加え、同条第 3 号ウ中「（県北広  
 域本部）」の次に「農林水産部水産課、」を、「鹿本地域振興局」の次に「、菊池地域振興  
 局（保健福祉環境部に限る。）」を加え、同号エ中「（県南広域本部）」の次に「八代地域  
 振興局（保健福祉環境部に限る。）」、を加え、同号オ中「天草広域本部」の次に「（天  
 草広域本部天草地域振興局保健福祉環境部を除く。）」を加え、同号カ中「を除く」を「並  
 びに各地域振興局（県北広域本部菊池地域振興局、県南広域本部八代地域振興局及び天草  
 広域本部天草地域振興局を除く。）の保健福祉環境部を除くものとし、県央広域本部上益城  
 城地域振興局にあっては県央広域本部上益城地域振興局土木部を除くものとし、県北広域  
 本部玉名地域振興局にあっては県北広域本部農林水産部水産課を含む」に改め、同号中ヤ  
 をヨとし、キからモまでをケからユまでとし、カの次に次のように加える。  
 キ 広域本部の各地域振興局保健福祉環境部  
 ク 県央広域本部上益城地域振興局土木部  
 第 1 5 条中「センター」の次に「・グループ」を加える。  
 附 則  
 この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 2 2 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県職務発明等に関する規程(平成 2 年熊本県訓令第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「センター」の次に「・グループ」を加える。

第 5 条を削る。

第 4 条の見出し中「及び決定」を削り、同条第 1 項中「又は第 6 条第 3 項」及び「ととも、職務発明であると認定したときは、当該発明について特許を受ける権利又は特許権を承継するかどうかを決定する」を削り、同条第 2 項中「又は決定」を削り、同条を第 5 条とする。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。  
(権利の帰属)

第 3 条 職務発明については、当該発明が完成したときに、県が特許を受ける権利を取得する。

第 6 条の見出し中「等」を削り、同条第 1 項中「前条」を「第 3 条」に、「又は特許権を承継したときは」を「を取得したときは」に改め、「法第 3 4 条第 5 項の規定による」を「法第 9 8 条第 1 項の規定による特許権移転の登録(以下「特許出願等」という。))」に改め、同条第 2 項中「特許を受ける権利又は特許権を承継しない」と決定した」を「職務発明ではない」に改め、「等」を削り、同項ただし書を削り、同条第 3 項を削る。「職務発明ではない」に改め、同条第 1 号中「又は特許権」を削る。

第 7 条の見出し中「特許権等」を「特許を受ける権利」に改め、同条中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に、「特許を受ける権利又は特許権」を承継しない」と決定した」を「職務発明ではない」に改め、同条第 1 号中「又は特許権」を削る。

第 8 条を削る。

第 9 条中「第 5 条の規定により特許権の譲渡を受けたとき、又は特許を受ける権利の譲渡を受けた発明について」を「特許を受ける権利を取得した発明について」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「3 0 万円以下の金額 1 0 0 分の 3 0」を「1 0 0 万円以下の金額 1 0 0 分の 5 0」に、「3 0 万円を超え 5 0 万円以下の金額 1 0 0 分の 2 0」を「1 0 0 万円を超える金額 1 0 0 分の 2 5」に改め、「5 0 万円を超え 1 0 0 万円以下の金額 1 0 0 分の 1 0」及び「1 0 0 万円を超える金額 1 0 0 分の 5」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 2 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 1 1 条中「第 8 条に規定する出願手数料及び特許料等並びに」及び「(以下「補償金等」という。))」を削り、「支払い」を「支払」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 1 2 条を第 1 1 条とする。

第 1 3 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、「若しくは決定、第 8 条の規定による費用の支払の決定」を削り、「第 1 0 条」を「第 9 条」に、「別記第 6 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「第 8 条の出願手数料、特許料並びに第 1 0 条第 3 項の補償金」を「第 9 条第 2 項の補償金の決定」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「第 1 3 条」を「第 1 2 条」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とし、同条第 1 3 条とし、第 1 5 条から第 1 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 2 0 条中「第 4 条第 2 項に規定する通知を受けた場合」を「第 5 条第 2 項の規定により、職務発明ではない旨の通知を受けた場合」に、「発明」を「勤務発明」に改め、同条を第 1 9 条とする。

第 2 1 条中「又は特許権を承継した」を「を取得した」に改め、同条を第 2 0 条とする。

第 2 2 条を第 2 1 条とし、第 2 3 条を第 2 2 条とする。  
附則の次に次の 3 様式を加える。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

## 勤 務 発 明 届

年 月 日

熊本県知事 様

所属名

発明者氏名

印

発明の名称

このたび上記の発明をしたので、熊本県職務発明等に関する規程第 4 条第 1 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

備考

- 1 関係書類として熊本県職務発明等に関する規程第 4 条第 1 項各号に掲げる書類を添付してください。
- 2 意匠の創作の場合は、1 の書面のほか、写真等を添付してください。



別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

## 所 属 長 意 見 書

年 月 日

熊本県知事 様

所属長 氏名 印

発明の名称

発明者の職 氏名

上記発明について、次のとおり意見を申し述べます。

- 1 発明に至った動機に関する意見
- 2 職務発明か否かに関する意見
- 3 持分の割合に関する意見
- 4 当該発明の実施の見込みに関する意見

別記第 3 号様式 (第 1 2 条関係)

# 不 服 申 立 書

年 月 日

熊本県知事 様

所属名  
発明者氏名 印

年 月 日付け 第 号の認定 (決定) について、次  
のとおり不服があるので、熊本県職務発明等に関する規程第 1 2 条の規定によ  
り不服の申立てをします。

- 1 通知書を受領した日
- 2 不服の趣旨
- 3 不服の理由

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は平成 29 年 4 月 1 日から施行し、改正後の熊本県職務発明等に関する規程(以下「新規程」という。)第 9 条第 1 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。(経過措置)
- 2 新規程第 9 条第 1 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分による収入に係る実施補償金及び譲渡補償金について適用し、同日前の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分による収入に係る実施補償金及び譲渡補償金については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日において発明者が特許出願等に係る出願手数料及び特許料等の費用を支出している場合の当該費用に係る発明の取扱いについては、前項に定める場合を除く外、なお従前の例による。ただし、発明者から当該費用に係る出願費用等支払請求書の提出があった場合の当該費用に関する審査は、所属長が行うものとする。

熊本県訓令第 2 3 号

本 庁 各 部 ( 公 室 ・ 局 ) 課 ( セ ン タ ー )  
 各 地 方 出 先 各 機 関  
 教 事 育 委 員 会 事 務 局  
 人 事 査 委 員 員 会 事 務 局  
 監 警 察 本 局  
 警 働 委 員 会 事 務 局  
 議 会 事 務 局

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令(熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(昭和 6 0 年熊本県訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表中「別記第 8 号様式」を

別記第 8 号様式(これにより難しい場合は、別記第 8 号の 2 様式)

に改める。

別記第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第8号の2様式

領 収 書 <input type="checkbox"/> 県蔵入	
払込者	様
年度	会 計
繰越し	所 属
金 額	円

ただし

上記の金額を領収しました。

年 月 日

熊本県指定金融機関  
熊本県収納代理金融機関

領収済印欄

領 収 済 通 知 書 <input type="checkbox"/> 県蔵入				
取支区分	調定区分	年度	会 計	繰越し
所属コード	款 項	目 節	細 節	細 節
			金 額	円
所 属	払 込 者			
収 入 科 目	項	目		
節	節			

ただし

上記の金額を収納しました。

年 月 日

熊本県指定金融機関  
熊本県収納代理金融機関  
熊本県会計管理者 様

領収済印欄

払 込 書 <input type="checkbox"/> 県蔵入				
払込者				
年度	会 計	収 入 科 目	款	項 目 節 細 節
繰越し				
所 属				
金 額	円			

ただし

上記の金額を払い込みます。

年 月 日

領収済印欄

別記第28号様式裏中「3万円」を「5万円」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別記第28号様式裏の改正規定は、平成29年3月31日から施行する。